

部活動の地域展開等推進事業

事業の目的

中学校の部活動の地域展開等と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備に向け、部活動の地域展開等の推進に必要な経費のうち、都道府県、指定都市及び市区町村等（指定都市を除き、市区町村等の一部事務組合を含む。以下同じ。）が要する経費についての補助を行い、もって将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

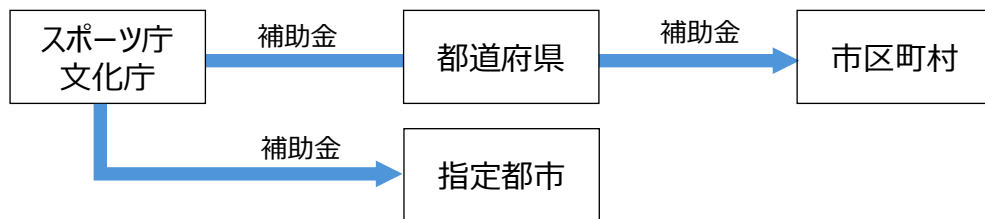
<補助割合と支援スキーム等>

（１）部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）

- ① 休日の地域クラブ活動費等の支援（国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※
- ② 地方公共団体の体制整備等（国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※
- ③ 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応（補助割合：国10/10）
- ④ 中学校における部活動指導員の配置支援（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※

一体的に執行

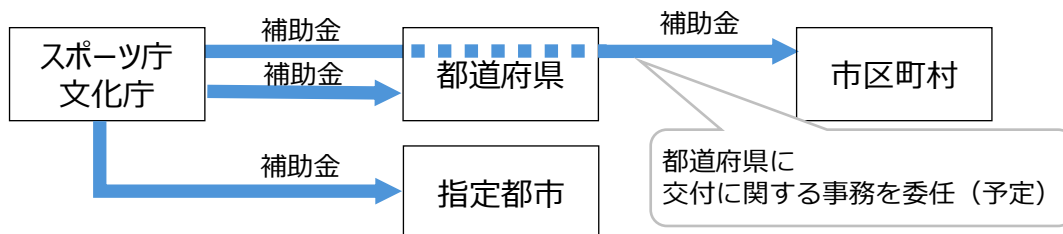
※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3



（２）部活動の地域展開等推進事業（経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）

- ⑤ 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（補助割合：国1/2、指定都市・市区町村等：1/2）※

※都道府県が実施主体の場合は国1/2、都道府県1/2



メニュー① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

※ 申請状況や審査結果等に伴い、予算の範囲内で決定する。

➤ 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費について補助（指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等）

＜実施主体＞

国は、次の事業について補助するものとする。

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業
(都道府県・指定都市が設置する中学校等の地域展開関係)
- (2) 市区町村等が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
(市区町村等が設置する中学校等の地域展開関係)

＜スキーム＞

(1)

スポーツ庁・文化庁

スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金
文化庁：文化芸術振興費補助金

都道府県

指定都市

(2)

スポーツ庁・文化庁

スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金
文化庁：文化芸術振興費補助金

都道府県

市区町村等
(指定都市は除く)

＜補助基準額・補助割合＞

【補助基準額】

- 参加する生徒の数、配置する指導者の数及び活動回数に応じて、地域クラブ活動ごとに補助単価を設定。→補助単価は次頁
- ①補助単価と、②「休日の地域クラブ活動の実施に要した費用（補助対象経費に係るものに限る）」から「参加費等の収入」※を引いた額を比較し、いずれか少ない方の額を1地域クラブ活動当たりの補助基準額とする。

※ 「参加費等の収入」の考え方：参加した生徒数（人月）×参加費の月額 + 参加した生徒数（実人数）×保険料
平日の地域クラブ活動も含めて参加費等を徴収している場合は、休日相当分の参加費を対象とする。

【補助割合】

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業 国：1/3、都道府県・指定都市：2/3、
- (2) 市区町村等が実施する事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村等：1/3

＜補助対象経費＞

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金） ※ 施設整備費は対象外

＜補助要件＞

- 都道府県・指定都市又は市区町村等が認定した「認定地域クラブ活動」を対象とする。
(都道府県・指定都市・市区町村等が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む)

メニュー① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援（補助単価）

【補助単価（1クラブ活動当たり年額）】

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下は切り上げ）。

		月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
(1)	参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ：673千円 文化：691千円	スポーツ：550千円 文化：569千円	スポーツ：427千円 文化：446千円	スポーツ：305千円 文化：323千円
(2)	参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ：576千円 文化：596千円	スポーツ：475千円 文化：494千円	スポーツ：373千円 文化：393千円	スポーツ：272千円 文化：291千円
(3)	参加生徒数5人～12人で 指導者を1人配置	スポーツ：423千円 文化：443千円	スポーツ：356千円 文化：377千円	スポーツ：290千円 文化：311千円	スポーツ：224千円 文化：245千円

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※ 参加生徒数が27人以上の場合であっても、指導者が2人の場合には（2）の補助単価を、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。
参加生徒数が13人～26人の場合であっても、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。

※ 参加生徒数が5人未満の地域クラブ活動については、原則として補助対象外とするが、「①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合」、「①のほか、当該補助事業を実施する必要があるとスポーツ庁長官、文化庁長官が認める場合」のいずれかに該当するものについては、補助対象とし、（3）の補助単価を適用する。

※ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合で、指導者を1人配置とする場合は、市区町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

メニュー② 地方公共団体の体制整備等

※ 申請状況等に伴い、予算の範囲内で決定する。

地方公共団体の体制整備等

- R8年度からの改革実施に向けて必要な準備経費として、R7年度からの推進体制の整備等に係る費用を補助
(コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段の確保等)

<実施主体>

国は、次の事業について補助するものとする。

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業
- (2) 市区町村等が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

<規模感の目安・補助割合>

<スキーム>

スポーツ庁・文化庁

スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金
文化庁：文化芸術振興費補助金

都道府県

指定都市

市区町村等
(指定都市は除く)

	都道府県・指定都市の体制整備等に要する経費	市区町村等の体制整備等に要する経費
規模感の目安	1都道府県・指定都市当たり スポーツ：10,800千円程度 文化：2,100千円程度	① 休日と平日の地域展開に取り組む市区町村等 1市区町村等当たり スポーツ：7,500千円程度 文化：4,500千円程度 ② 休日のみの地域展開に取り組む市区町村等 1市区町村等当たり スポーツ：4,800千円程度 文化：3,000千円程度
補助割合	国：1/3、都道府県・指定都市：2/3	国：1/3、都道府県：1/3、市区町村等：1/3

※ 指定都市及び市区町村等の体制整備等については、原則、R8年度に地域クラブ活動の実施が計画されている指定都市及び市区町村等を対象とする。

R8年度中に、試行的な地域クラブ活動の実施や体験会の開催などを含め、子供たちを対象にした活動等を実施する予定が全くなく、行政内部での検討等に留まる場合は対象外とする。

※その他の補助要件等の詳細については、別途示す予定。

<補助対象経費>

体制整備等の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、雑役務費、委託費、補助金（都道府県が市区町村等に対して補助するものに限る）） ※ 施設整備費は対象外

メニュー③ 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

※ 申請状況や審査結果等に伴い、予算の範囲内で決定する。

平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

- ▶ 平日の部活動の地域展開等について、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施する。
- ▶ 本事業を実施する都道府県又は指定都市は、重点課題の解決に向けて取り組むテーマを選択の上取組を実施し、取組の成果等を報告。

<主な重点課題>

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保
- ・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保
- ・多様なニーズに応じた大会の開催、教師に頼らない持続可能な大会運営体制の整備
- ・ICT活用による地域クラブ活動の運営業務の効率化
- ・暴力・暴言等の不適切行為等に係る相談窓口の開設及び対応体制の構築
- ・指導者の資質向上のための公認資格の取得促進や育成プログラムの構築
- ・多様目・多世代など地域クラブ活動における新たな価値の創出 等

<実施主体>

国は、次の事業について補助するものとする。

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業
- (2) 市区町村等が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

※ 都道府県は、域内の市区町村等の行う取組を統括する（都道府県としてリーダーシップを発揮して全体方針の策定や市区町村等へのきめ細かな支援を実施）。市区町村等の取組に必要な経費は、都道府県から市区町村等に補助。

<スキーム>

スポーツ庁・文化庁

スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金
文化庁：文化芸術振興費補助金

都道府県

指定都市

市区町村等
(指定都市は除く)

<規模感の目安・補助割合>

規模感の目安	補助割合
1都道府県・指定都市当たり スポーツ：100,000千円程度 文化：26,000千円程度	定額（国：10/10）

※ スポーツ庁・文化庁がそれぞれ設置する会議体における審査で選定された都道府県・指定都市。

※ 補助金の額は、重点課題の解決に向けて取り組むテーマ数及び申請内容、申請状況や審査結果等により増減する場合がある。

※ 補助要件、審査基準等の詳細については、別途示す予定。

<補助対象経費>

平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金） ※ 施設整備費は対象外

メニュー③ 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

<選定方法>

- 提出された事業計画等に基づき、有識者会議にて審査を行い、下記に記載する評価項目の基本項目の審査点と技術項目の審査点の合計点の上位の都道府県・指定都市より採択を行う。
- なお、各都道府県・指定都市において取り組む重点課題に偏りが生じないように、選択した重点課題の変更・追加等を条件とする条件付きの採択とする場合があるほか、個別の重点課題について、再公募を行う場合がある。

<重点課題への対応を実施する都道府県・指定都市の選定基準（案）>

- 重点課題対応の実施を希望する都道府県及び指定都市を選定する際の基準は以下のとおり。

（１）基本項目

- ・ **各都道府県/各指定都市による直近の取組状況**
 - 推進計画・方針等の策定、推進体制の構築
 - 市区町村・運営団体等への支援、指導者の質の保障・量の確保に関する取組
 - スポーツ団体・文化芸術団体との連携、企業との連携
 - 普及・啓発
 - ・ **各都道府県内の市区町村による直近の取組状況**
 - 推進計画等策定市区町村の割合 ※
 - 協議会等の設置市区町村の割合 ※
 - 地域展開した部活動数の割合（休日・平日）
- ※申請者が都道府県である場合に限り適用する。

（２）技術項目

- ・ **重点課題への対応に関する事業計画内容**
 - 事業趣旨に沿った事業計画、地域の実情を踏まえた課題設定
 - 課題解決に向けて試行する取組の具体性、持続可能性
 - 課題解決に必要な連携体制の確保、専門家の協力体制
 - 市区町村や運営団体、地域クラブ活動の多様性
 - 成果普及や広報活動、事業効果を高めるための創意工夫

メニュー④ 中学校における部活動指導員の配置支援

※ 申請状況や過年度執行状況により、予算の範囲内で決定する。

- ▶ 公立中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む）の設置者が行う、部活動指導や大会引率などを担う部活動指導員の配置に要する経費について補助（人件費、交通費、補助金）

<実施主体>

国は、次の事業について補助するものとする。

- （１）都道府県・指定都市が実施する事業
- （２）市区町村等が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

<補助対象経費>

- 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」で示す部活動改革の基本的な考え方等を踏まえ、平日における部活動指導員の配置の取組を対象としつつ、次の場合に限り、休日の配置の取組も対象。
 - ① 地域展開に至る前段階として部活動指導員の配置を行うもので、改革実行期間終了時までには計画的に地域展開につなげていく取組
 - ② 中山間地域や離島をはじめ特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合の取組
- 部活動指導員の配置に要する経費（報酬、期末手当・勤勉手当、交通費（※１）、補助金（※２））
 - （※１）交通費：人材バンクの立上げ又は立上げの計画を作成している場合等に限る。
 - （※２）補助金：都道府県が市区町村等に対して補助するものに限る。

<補助単価・補助割合>

【補助単価】

- 報酬単価：１時間当たり1,600円を補助上限とする（期末手当・勤勉手当支給時の基礎額算出における１時間当たりの単価も同様）
- 交通費：各地方公共団体の規程等によるものとする

【補助割合】

- （１）都道府県・指定都市が実施する事業 国：1/3、都道府県・指定都市：2/3
- （２）市区町村等が実施する事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村等：1/3

<補助要件>

- 公立の中学校の設置者が設置する中学校全体で、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を遵守していること。
- 部活動指導員を配置する公立の中学校の設置者が設置する全ての中学校において、教師の在校等時間の客観的な把握を行うこと。

<スキーム>

（１）

スポーツ庁・文化庁

スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金
文化庁：文化芸術振興費補助金

都道府県

指定都市

（２）

スポーツ庁・文化庁

スポーツ庁：地方スポーツ振興費補助金
文化庁：文化芸術振興費補助金

都道府県

市区町村等
（指定都市は除く）

メニュー⑤ 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

※ 申請状況や審査結果等に伴い、予算の範囲内で決定する。

- 実施者において、経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒（以下「対象生徒」という。）の保護者に対し、地域クラブ活動の活動に必要な参加費及び保険料を支援するのに要する経費を補助

【「経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒」に該当する者】

- ① 生活保護世帯の生徒
- ② 住民税非課税世帯の生徒
- ③ ①②に準ずると認められる世帯の生徒（指定都市・市区町村等※が、以下のいずれかに該当するものとして認定）
 - i 児童扶養手当の支給 ii 市町村民税の減免 iii 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予
 - iv 国民年金保険料の免除 v 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものなど、i～ivに準ずると認められるもの

※都道府県が設置する中学校等の地域展開を実施する場合において、「指定都市・市区町村等」とあるのは「都道府県」と読み替える。

＜実施主体＞

国は、都道府県・指定都市・市区町村等が実施する事業について補助するものとする。

＜補助基準額・補助割合＞

都道府県、指定都市又は市区町村等が、生徒1人当たり年額24,800円※を限度額とし、限度額の範囲内で対象生徒の保護者に対し参加費及び保険料の支援として支給した額の合計額の1/2以内の額（千円未満切捨て）とする。

※参加費：年額24,000円（月額2,000円×12か月）＋保険料：年額800円

※年額24,000円を超える額を参加費として設定している場合は、最大で年額36,800円まで（参加費：月額3,000円）の範囲内で、「参加費の月額×12か月＋800円」を限度額とする。

＜補助対象経費＞ 経済的困窮世帯の生徒に係る地域クラブ活動の参加費及び保険料

＜補助要件＞ 当該地域クラブ活動は、都道府県・指定都市又は市区町村等が認定した「認定地域クラブ活動」であること（都道府県・指定都市・市区町村等が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合を含む）

【参考：参加費のイメージ】

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。
- ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。
- 地方公共団体の判断によっては、参加費を徴収せず、参加費相当額を地方公共団体が負担し、全て公費負担で運営するということもあり得る。

＜スキーム＞



スケジュール（案）

